議題３

アユにとって望ましい利水運用の実施に向けて

事務局

枠組と検討内容について

	太田川産アユ・シジミの資源再生懇談会	水管理部会
検討内容	**アユを増やすために** **【短期的方策】** ○余剰種苗の放流 ○産卵場の維持・造成 **【中期的方策】** ○禁漁期間、区間の設定や漁法の制限 ○晩期親魚放流 **シジミを増やすために** **【短期的方策】** ○種苗放流(人工種苗生産の拡大) ○ネット被覆による食害防止 **【中期的方策】** ○操業日の制限や禁漁区間の設定 ○稚貝の育成に適した浅場の整備	**アユを増やすために** **【長期的方策】** ○堰のゲート操作等による太田川放水路の仔稚魚の育成場としての活用 ○産卵期の仔魚の流下を促進する水運用 ○産卵適地へ親魚の流下を促進する水運用 ○遡上期の稚魚の遡上を促進する水運用

検討状況について

アユ【長期的方策】

〇堰のゲート操作等による太田川放水路の仔稚魚の育成場としての活用
〇遡上期の稚魚の遡上を促進する水運用

アユ産卵期（遡上期）に、旧太田川に対する太田川放水路の流量比を現行の９：１から８：２に変更する。

海水遡上調査（議題２で報告）の結果を受けて

・現状、安芸大橋潮留め堰付近において、取水に問題となるレベルでの海水の遡上はない。

⇒　下流の大芝水門、祇園水門で流量比を９：１から８：２程度に変更しても、海水遡上状況等が変化し、ただちに取水へ影響があることは考えにくい。

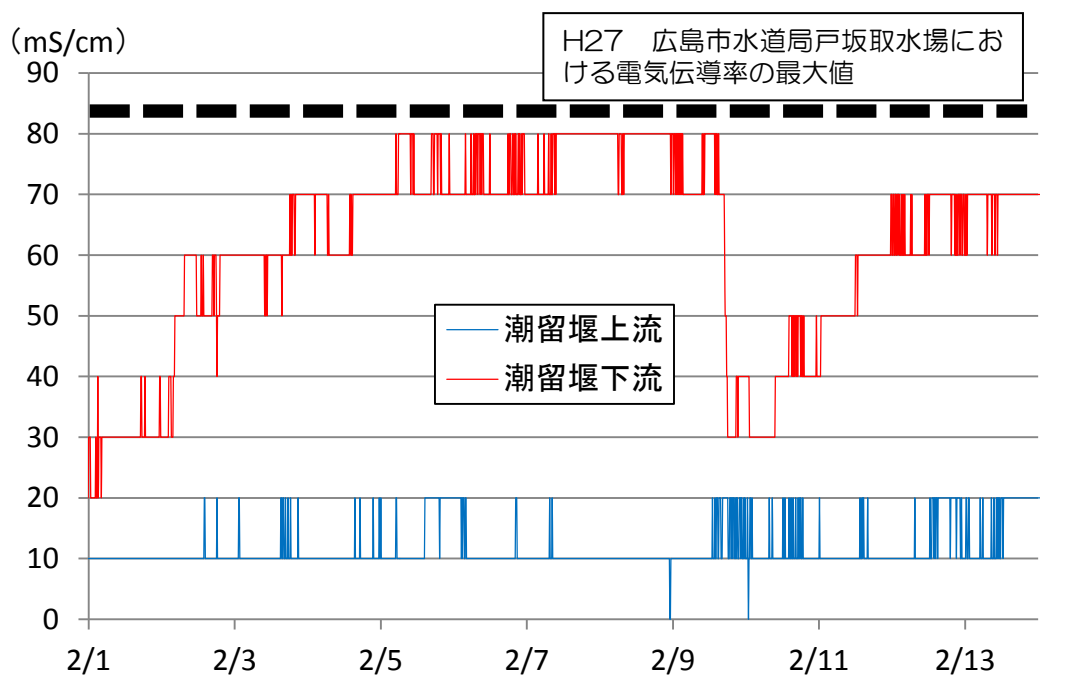

H29.1.31～2.14　安芸大橋潮留堰上下流における塩分濃度変化

・平成29年度のアユ産卵期において、**数日程度**、大芝水門、祇園水門の流量比を８：２程度に変更するプレ**試験**を行う。
（協力：国土交通省太田川河川事務所、広島市内水面漁業協同組合、
広島市・呉市・広島県の水道事業部局）

取組の効果検証及び異常時の対応

① 海水遡上状況のモニタリングを行う。（広島市）
② 流下仔魚調査等により取組の効果検証調査を行う。（広島市）
③ 広島県、広島市、呉市の各取水施設において、平年値を大幅に上回る電気伝導率が計測された場合、又は継続的に100μs/cm以上の電気伝導率を計測した場合は迅速に取組を中止する。

⇒ 各取水施設へ影響がなければ、平成30年度より、アユ産卵期を通じた流量比変更の取組を実施する（遡上期の取組も検討）。

検討状況について

アユ【長期的方策】

〇産卵期の仔魚の流下を促進する水運用

〇産卵適地へ親魚の流下を促進する水運用

アユ産卵期に、高瀬堰において、通常放流に加えて、堰上の運用水位を利用し、アユ仔魚が降下する夜間の放流量を増加する。

流向調査結果（太田川河川事務所実施）を受けて

・高瀬堰の運用規則の範囲内で昼間の放流量を絞り、その貯水分を夜間に放流することは可能である。
・流向調査の結果より、貯水した水を上乗せすることで、下流へ押し出す力は強くなることから、流下仔魚を海域へいち早く降下させることへ寄与する可能性は高い。

・平成29年度のアユ産卵期（１０～１１月）において、高瀬堰の運用規則の範囲内で昼間の放流量を絞り、その貯水分を夜間に放流する。
（協力：国土交通省太田川河川事務所）

取組の効果検証

① 堰直下での流下仔魚調査等（国土交通省太田川河川事務所）
② 堰下流（安芸大橋、祇園水門、大芝水門周辺等）での流下仔魚調査等（広島市）

⇒　３～5年程度実施し、その効果を評価する。

取組の開始に向けて

・取組の開始に向けて
　平成29年5月頃に本日の協議内容等を踏まえ、改めて取組の開始に向けた実務レベルの調整を行う。

⇒　必要に応じてアクションプログラムを策定

	大芝、祇園水門	高瀬堰
取組時期	10～11月の平常水位時 （数日程度　本日の会議で検討）	10～11月の平常水位時
水の流し方	任意 （太田川河川事務所の操作による）	任意 （本日の会議で決定）
異常時の連絡体制等	事前の実務レベル調整時に確認	
効果検証調査	広島市	太田川河川事務所、広島市
取組の位置づけ	試験	事業
取組の評価場所	太田川産アユ・シジミの資源再生懇談会　水管理部会	

関係機関の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。